

# AIRSOFT97 製品保証利用規約

有限会社 SPARK（以下弊社）は、弊社が運営する通販サイト AIRSOFT97 通販（以下弊社通販）、ならびに AIRSOFT97 各店舗（以下弊社各店）にて提供する商品購入、売買、及びこれらに関するサービスにおける保証、初期不良対応（以下本サービス）について以下の通り AIRSOFT97 製品保証利用規約（以下本規約）を定めます。また、製品の使用前に必ず本規約、及び別紙の「ご使用上の注意」に目を通し、適切な取り扱いを行ってください。

## 第1条 用語等の定義

本規約中で使用している用語や概念は便宜上簡略している場合があります。その中でも定義付けが必要なものに関しては次の通り定めます。

**第1項** ご利用者様とは、弊社の提供する本サービスを利用する、または利用した方を指します。

**第2項** カスタムとは、弊社で販売するエアソフトガン、もしくはご利用者様が持ち込まれたエアソフトガンに対して施工する独自の改造、修理サービスを指します。なお、それらに該当する場合においても、合理的な事由により例外とすることがあります。

**第3項** カスタムモデルとは、前項において定めた弊社施工のカスタムエアソフトガンを指します。

**第4項** 通常商品とは、弊社で販売した商品のうち、カスタムモデルに該当しない有形商品を指します。代理店やメーカーなどが保証を付帯している場合を除き、弊社の対応範囲は初期不良対応のみとなります。

**第5項** カスタムモデル無償修理保証とは、弊社が定める保証期間中に発生したカスタムモデルの故障に対する弊社独自の保証サービスです。

**第6項** 保証切れオーバーホールとは、弊社が定める保証期間外に発生したカスタムモデルの故障に対する弊社独自の修理サービスです。免責事項等に抵触し、無償修理保証適用外となった場合、こちらに切り替わります。保証切れオーバーホールを伴わない単純修理作業についてはこれに該当しません。

**第7項** 保証書とは、カスタムを証明する弊社発行の書類を指します。

**第8項** 不具合等とは、ご利用者様の環境で弊社の定める性能や機能を満たしていない状態を指します。本規約中において、実際には不具合とならない場合や、弊社環境で再現ができず客観的に不具合と確認できない場合も、便宜上『不具合等』と記載しますが、保証の適用可否は弊社検証結果に基づき判断します。

**第9項** 初期不良とは、弊社の定める期間内において、不具合等が発生している状態を指します。なお、弊社カスタムが施されたエアソフトガンに発生した初期不良への対応（以下弊社カスタムモデル初期不良対応）と、それ以外の弊社販売製品（原則、現物として存在する製品、商品のすべて）に発生した初期不良への対応（以下弊社販売製品初期不良）は明確に区分し、それぞれの規約を定めます。

**第10項** 弊社カスタムの区分は原則として、施工するエアソフトガン本体を弊社にて新規にご購入いただく場合（以下新規カスタム）と、施工するエアソフトガン本体をご利用者様がお持ち込みされた場合（以下持込カスタム）、カスタムモデルを改めてカスタム、修理、点検整備を行う場合（以下メンテナンス）の3つとします。

## 第2条 本規約の適用

**第1項** 本規約に基づく保証を利用する場合、ご利用者様は本規約の条件を満たす必要があります。

**第2項** 本規約は AIRSOFT97 通販利用規約、同会員規約、AIRSOFT97 アキバ店通販利用規約、同会員規約の一部を構成するものとし、また弊社が認める方法より周知する規約、規定、ルール、ガイドライン、注意事項、追加規約、並びにそれらに準拠するもの（以下その他規約等）は本規約の一部を構成するもの

とします。

**第3項** 弊社は必要に応じて本規約、弊社通販や弊社各店が周知掲載する情報等について、追加、変更、掲載の停止、削除をする場合があります。追加、変更、掲載の停止、削除やそれに準ずる行為が原因で、ご利用者様、及び第三者に生じるいかなる不利益、損害についても、弊社は一切の責任を負いません。

### 第3条 カスタムモデル無償修理保証・初期不良保証

#### 第1項（共通条件）

カスタムモデルについて、初期不良または保証対応を受ける場合は、原則として次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 保証書に定める保証期間内、または製品受領後7日以内に弊社へ連絡を行うこと。
- ② 保証書、および保証書記載の注文番号を弊社が確認できる状態であること。
- ③ BB 弾が発射されない、セレクター機構が正常に機能しないなど、作動に関する内部パーツの破損等による不具合等が発生していること。
- ④ 弊社以外で分解、部品交換等が行われていないこと。
- ⑤ 弊社が指定（別紙保証書記載）している定格内のバッテリーを使用していること。
- ⑥ 劣化していないG&G製、東京マルイ製BB弾を使用していること。
- ⑦ 弊社カスタム施工時に確認を行ったマガジンを使用していること。
- ⑧ 別紙「ご使用上の注意」の内容に沿った適切な使用方法をしていること。
- ⑨ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。  
（店頭持込依頼の場合は除く）

#### 第2項（初期不良対応）

第1項①～⑨を満たしたうえで、受領後7日以内のご連絡の場合、初期不良対応として最優先で施工・対応いたします。

詳細は下記の通り定めます。

- ① 往復送料は弊社の負担とします。
- ② 不具合等の改善に必要な部品代および工賃は弊社の負担とします。
- ③ 対応後、カスタムモデル無償修理保証期間の起算日を再設定します。
- ④ 持込カスタムの場合、施工時に外見上破損がなく、使用可能と判断した部品が後に破損した場合、その部品代はご利用者様の負担とします（工賃は弊社負担）。
- ⑤ 指定住所以外への直送、ならびに指定外の輸送業者をご利用された場合、費用を請求いたします。
- ⑥ 消耗に伴う順当な部品の交換については部品代を別途請求いたします。

#### 第3項（保証期間内修理）

受領後8日目以降、かつ保証期間内に弊社へご連絡の場合、カスタムモデル無償修理保証を適用し、優先して施工・対応いたします。

詳細は下記の通り定めます。

- ① 往路分送料はご利用者様負担、復路分送料は弊社負担とします。
- ② 不具合等の改善に必要な部品代および工賃は弊社負担とします。
- ③ 指定住所以外への直送、ならびに着払いをされた場合、往路分の送料を請求いたします。
- ④ 消耗に伴う順当な部品の交換については部品代を別途請求いたします。

#### 第4項 (カスタムモデル無償修理保証の期間)

原則として、カスタムモデル無償修理保証を受けることができる期間は別紙保証書に記載されている期間とし、期限までに修理依頼を申し込む必要があります。

ただし、メンテナンスを実施したカスタムモデルについては、メンテナンス時に交換したパーツに限り、その期間を1ヵ月延長するものとします。

### 第4条 保証切れオーバーホール

#### 第1項 (共通条件)

弊社は、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項にすべて該当する場合は、保証切れオーバーホールの対象とします。

- ① 保証書、および保証書記載の注文番号を弊社が確認できる状態であること。
- ② 弊社カスタムモデル初期不良、カスタムモデル無償修理保証に該当しないこと。
- ③ 弊社の定めるオーバーホールサービスの範疇であり、例えば部品交換のみ等の単純修理作業でないこと。
- ④ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。  
(店頭持込依頼の場合は除く)

#### 第2項 (保証切れオーバーホールに関する対応)

原則として、保証切れオーバーホールに関する対応については次の通りとなります。

- ① 製品の輸送に宅配便をご利用される場合、往復分の送料はご利用者様の負担となります。
- ② 基本工賃、不具合等の改善や原状回復に必要な部品代、及び追加工賃は、ご利用者様の負担となります。
- ③ 保証切れオーバーホールを行ったエアソフトガンには、弊社が定める期間のカスタムモデル無償修理保証が付帯します。

### 第5条 通常商品初期不良対応

#### 第1項 (弊社販売製品初期不良対応の条件)

弊社販売製品初期不良対応の条件に付きましては、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項をすべて満たす場合となります。

- ① 当該製品を弊社で購入されたことが明らかな客観的証拠が保証書、レシート等で証明できること。
- ② 弊社以外の事業者（メーカー、代理店等）が当該製品の保証対応をしていないこと。
- ③ 製品の受領後7日以内にご連絡があった不具合等であること。
- ④ 外装に重大な破損や欠損等が発生していると弊社が判断したものであること。
- ⑤ 原状であり、なおかつ弊社以外で分解、部品交換等が行われていないこと。
- ⑥ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。

(店頭持込依頼の場合は除く)

## 第2項 (弊社販売製品初期不良対応の期間)

原則として、弊社販売製品初期不良対応の期間はその製品を受領後7日以内となります。

## 第3項 (弊社販売製品初期不良対応の内容)

原則として、弊社販売製品初期不良対応の内容は次の通りとなります。

- ① 基本的に同品との交換対応となります。ただし、何らかの事由により同品の用意が難しい場合は、現金による返金、ポイント還元、クレジットカード決済取り消し等の方法にて対応します。なお、方法の決定はご利用者様と弊社での協議の上で取り決めるものとします。
- ② 弊社以外の事業者(メーカー、代理店等)が初期不良対応を行う製品について、当該事業者の指示や規定に基づき弊社が関与できない場合、または、ご利用者様が当該事業者へ直接初期不良対応を依頼することが可能である場合を除き、弊社が初期不良対応を当該事業者へ依頼します。
- ③ 弊社が指定した住所や配送方法以外で送付された場合の費用は別途請求いたします。

## 第6条 免責事項

### 第1項 (共通事項)

すべてのサービスにおいて以下に当てはまる場合は免責となります。

- ① 弊社が関与しない取引、連絡、紛争等が関連する場合。
- ② 弊社の正式な見解ではない情報等による損害の場合。
- ③ 天災地変、倒産その他の不可抗力により、現実的に対応できない場合。
- ④ 本来の用途または使用方法を逸脱している場合。
- ⑤ 意図的に不具合を発生させたことが明らかな場合。
- ⑥ 弊社以外の個人・法人の手による改造や過失に起因する場合。
- ⑦ メーカーや代理店による仕様変更、付属品構成の変更に起因する場合。
- ⑧ 弊社環境において十分な検証を行っても不具合等が確認できない場合。
- ⑨ 極端な寒冷、高温多湿、雨天など、想定外環境での使用に起因する場合。
- ⑩ その他、合理的な理由に基づき弊社が免責と判断した場合。

### 第2項 (通常商品/カスタムモデルを除く弊社販売製品)

通常商品は、原則としてご利用者様による加工、整備や調整を前提としています。

したがって、次のいずれかに該当する場合は、初期不良対応の対象外とします。

- ① メーカーまたは代理店が製品仕様と認める場合。
- ② 製品個体差や相性により発生する問題の場合。
- ③ 購入時に同意された製品の状態、使用方法、条件等に反している場合。
- ④ 弊社が対応を明言していないマガジンや外装パーツ類に起因する場合。

### 第3項 (カスタムモデル)

次のいずれかに該当する場合は、カスタムモデル無償修理保証、初期不良対応、または保証切れオーバ

ーホールの対象外とします。

- ① 弊社が定める条件を満たさない場合。
- ② 保証書の偽造、改ざんが疑われる場合。
- ③ 弊社指定の定格に適合しない、または著しく劣化したバッテリーを使用した場合。
- ④ 電子トリガー、FET、SBD が搭載されていない機種でのスイッチ焼けの場合。
- ⑤ ブローバック機構、外装パーツのガタツキ、色味、色ムラ、小傷など、射撃機構に直接関係しない審美的不具合等の場合。
- ⑥ 弊社が干渉確認を行っていないマズルアタッチメント（サプレッサー、トレーサー等）の装着に起因する場合。
- ⑦ 弊社カスタムで分解・交換対象外とする部位や部品に起因する場合。
- ⑧ 持ち込みカスタムにおいて再利用不可と判断し、廃棄した部品に関する場合（返却希望があった場合は、事前申出により返却します）。
- ⑨ 工具痕、軽微な錆、メーカー出荷段階からの傷等で、弊社の過失が認められない場合。

## 第7条 その他

### 第1項（通知または連絡）

ご利用者様と弊社との通知または連絡は、弊社の定める方法（電子メール等）によって行うものとします。弊社は、ご利用者様から、弊社が定める方法（電子メール等）に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にご利用者様へ通達したものとみなします。

### 第2項（分離可能性）

本規約のいずれかの条項、またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### 第3項（準拠法・裁判管轄）

- ① 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- ② 本サービス、本規約に関して紛争が生じた場合には、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

### 第4項（協議解決）

本規約、ならびに関連するその他規約等に定めない事項に関しては、ご利用者様と弊社において協議の上で解決するものとします。ただし、弊社が必要であると判断した場合は、関係する第三者、ならびに弁護士を含めた協議の上で解決するものとします。

令和7年10月24日 改訂